

JEC 規格票に記載する委員会について

JEC 規格票に記載する委員会等の取決めについて、必ずしも徹底されていないようであるので、明確にしておく必要があるため、H14-9 規格役員会で審議の結果、下記の通り決定した。

H14-11 規格役員会での決定に基づき(2)項を変更(内容追加)した。H20-3-31 委員総会を規格委員総会に修正した。

(1) 緒言の「制定改訂の経緯と要旨」に記載すべき事項

- ①規格原案作成委員会名、 ②規格原案作成に着手した日付の「月」、
- ③成案を得た日付の「月」、 ④規格の制定日

記載事項の定型文

本規格は、A委員会において○年○月改訂(or 制定)作業に着手し、慎重審議の結果、○年○月に成案を得て、○年○月○日に電気規格調査会規格委員総会の承認を経て制定されたものである。

注]

- ・A委員会は、規格原案作成委員会
- ・成案を得た日付(月)は、規格案ができたとき。(部会で承認されたとき)
- ・制定日は(委員総会の審議を経て)規格役員会で承認された日
- ・「改訂」の場合もここでは「制定された」と記述する。

(2) 緒言の委員会(名簿)の記載

標準特別委員会名と名簿、当該標準化委員会名と名簿、当該部会名と名簿、電気規格調査会名簿を、その順に記載する。

標準化委員会が原案作成委員会の場合は、それぞれ繰上げて記載する。

- ① 原案作成委員会の名簿は、当該規格の制定日のものとし、途中退任者も記載する。途中退任者は[途中退任]欄に掲載する。
- ② 部会、標準化委員会の名簿は、原案を承認した当時のものとする。但し、標準化委員会が原案作成委員会の場合は、①による。この場合、[途中退任]欄に掲載する人は、当該規格の作成に参画した人に限定し、その判断は当該委員会が行う。
- ③ JEC 規格に記載する電気規格調査会(規格委員総会)の名簿は、制定日時点のものとする。
- ④ 委員会名簿に「参加」者名は、記載しない。

(3) 委員の所属の表し方

JEC 規格票に記載する委員会名簿での「所属の表し方」は、原則として次による。

- ① 委員会活動期間時の所属とする。
- ② 同一組織(企業、官庁等)から複数の委員がいる場合は、区別できる部署(事業所、庁・局等)まで記載するのが望ましい。